

昭和二十三年法律第二百一十号

医師法

目次

- 第一章 総則(第一条―第一条の二)
- 第二章 免許(第二条―第八条)
- 第三章 試験(第九条―第十六条)
- 第四章 研修
  - 第一節 臨床研修(第十六条の二―第十六条の八)
  - 第二節 その他の研修(第十六条の九―第十六条の十一)
- 第五章 業務(第十七条―第二十四条の二)
- 第六章 医師試験委員(第二十五条―第三十条)
- 第七章 雑則(第三十条の二・第三十条の三)
- 第八章 罰則(第三十一条―第三十三条の三)

- 第一章 総則
  - 第一条 医師は、医療及び保健指導を掌るることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。
  - 第一条の二 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という。)、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
- 第二章 免許
  - 第二条 医師にならうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
  - 第三条 未成年者には、免許を与えない。
  - 第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
    - 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
    - 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
    - 三 罰金以上の刑に処せられた者
    - 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関する犯罪又は不正の行為のあつた者
- 第五条 厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、第七條第一項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。

- 第六條 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。
  - 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。
  - 3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所(医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 第六條の二 厚生労働大臣は、医師免許を申請した者について、第四條第一号に掲げる者に該当すると認め、同條の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。
- 第七條 医師が第四條各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
  - 一 戒告
  - 二 三年以内の医業の停止
  - 三 免許の取消し
- 2 前項の規定による取消処分を受けた者(第四條第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつた者として同項の規定による取消処分を受けた者)にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。
- 3 厚生労働大臣は、前二項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に對し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。
- 5 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節(第二十五条、第二十六条及び第二

- 八条を除く。)の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項(同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。)中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。
- 6 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。
- 7 都道府県知事は、第四項の規定により意見の聴取を行う場合において、第五項において読み替へて準用する行政手続法第二十四條第三項の規定により同條第一項の調書及び同條第三項の報告書の提出を受けたときは、これを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。
- 8 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
- 9 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第七項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。
- 10 厚生労働大臣は、第一項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、都道府県知

- 事に對し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代へることができる。
- 11 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に對し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - 一 第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
  - 二 当該処分の原因となる事実
  - 三 弁明の聴取の日時及び場所
- 12 厚生労働大臣は、第十項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代へて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へて、同項の規定を適用する。
- 13 第十一項(前項後段の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 14 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十項又は第十二項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。
- 15 厚生労働大臣は、第四項又は第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
  - 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
  - 二 当該処分の内容及び根拠となる事実
  - 三 当該処分の原因となる事実
- 16 第四項の規定により意見の聴取を行う場合における第五項において読み替へて準用する行政手続法第十五條第一項の通知又は第十項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十一項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づくものでなければならない。
- 17 第四項若しくは第十項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場

合又は第十二項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第七條の二 厚生労働大臣は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第二項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を受けた旨を医籍に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修を受けた者及び再教育研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修を受けた者については、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七條の三 厚生労働大臣は、医師について第七條第一項の規定による処分をすべきかを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係る関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八條 この章に規定するもののほか、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七條第一項の処分、第七條の二第一項の再教育研修

の実施、同条第二項の医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修を受けた者及び再交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試験  
第九條 医師国家試験は、临床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

2 厚生労働大臣は、医師国家試験又は医師国家試験予備試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十一條 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者  
二 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの  
三 外国の医学学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

第十二條 医師国家試験予備試験は、外国の医学学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、前条第三号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 削除  
第十四條 削除  
第十五條 医師国家試験又は医師国家試験予備試験に不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に関して必要な事項及び実地修練に関して必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

第四章 研修  
第一節 臨床研修  
第十六條の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外

国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2 前項の規定による指定は、臨床研修を行うとする病院の開設者の申請により行う。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の申請に係る病院が、次に掲げる基準を満たすと認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。  
二 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。  
三 臨床研修の内容が、適切な診療科での研修の実施により、基本的な診療能力を身に付けることのできるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、臨床研修の実施に関する厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により指定した病院が臨床研修を行うに付いて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をし、若しくは前項の規定による指定の取消しをしようとするとき、又は第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第三項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六條の三 厚生労働大臣は、毎年度、都道府県ごとの研修医（臨床研修病院（前条第一項に規定する都道府県知事の指定する病院）をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）において臨床研修を受ける医師をいう。以下この条及び第十六條の八において同じ。）の定員を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、毎年度、当該都道府県の区域内に所在する臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六條の四 都道府県知事は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床研修病院の管理者又は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 厚生労働大臣は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第十六條の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院の管理者又は開設者に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第十六條の五 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六條の六 厚生労働大臣は、第十六條の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修を受けた者及び再交付を受けた者及び臨床研修を受けた者及び臨床研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修を受けた者について、その申請により、再教育研修を受けた旨を医籍に登録する。

第十六條の七 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修を受けた者及び臨床研修を受けた者としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができ、

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修を受けた者については、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十項から第十七項まで（第十二項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十六条の八 この節に規定するもののほか、第十六条の二第一項の指定、第十六条の三第一項及び第三項の研修医の定員の定め、第十六条の六第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 その他の研修

第十六条の九 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医師に關する學術団体、診療に關する學識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制（医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。）の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十六条の十 医学医師に關する學術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に關する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に關する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の十一 厚生労働大臣は、医師が医療に關する最新の知見及び技能に關する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があるとき認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医師に關する學術団体その他の厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の

実施に關し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に關し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じよう努めなければならない。

第五章 業務

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十八条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九条 診療に従事する医師は、診療治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産證書の交付の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十條 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産證書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一條 医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

第二十二條 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に當つていない者に対して処方せんを交付し、又は処方せんを交付する者又は現にその看護に當つていない者の交付を必要とし、又は処方せんを交付する者又は現にその看護に當つていない者の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合

二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合

四 診断又は治療方法の決定していない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができない者がいない場合

七 覺せい剤を投与する場合

八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

第二十三條 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十四條 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、五年間これを保存しなければならない。

第二十四條の二 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害を生ずる虞がある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認めるときは、医師に対して、医療又は保健指導に關し必要な指示をすることができ、

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指示をすに當つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第六章 医師試験委員

第二十五條 削除

第二十六條 削除

第二十七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に医師試験委員を置く。

2 医師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條 削除

第二十九條 削除

第三十條 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第七章 雜則

第三十條の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に

關する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十條の三 第六條第三項、第七條第四項及び第八項前段、同條第十項及び第十一項（これらの規定を第七條の二第五項において準用する場合を含む。）、第七條第五項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十条第六項並びに第二十四條第三項並びに第七條第八項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第三十一條 次の各号のいずれかに該當する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七條の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて医師免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二條 第七條第一項の規定により医療の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、医療を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三條 第三十條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三條の二 次の各号のいずれかに該當する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第三項、第十八條、第二十条から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者

二 第七條の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三 第七條の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは

は報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附則 抄

第三十四條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第三十五條 国民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）は、これを廃止する。

第三十六條 旧法又は医師法（明治三十九年法律第四十七号、以下旧医師法という。）によつて医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて医師免許を受けた者とみなす。旧医師法施行前に医療開業免許を得た者についても同様である。

2 旧医師法施行前医療開業免許を得た者の医療については、なお従前の例による。

3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐さつ、特命全權大使又は満洲国の医師免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

4 前項に規定する者の外、昭和二十年八月十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医療免許を受け、又は中華民國（満洲及び蒙疆を含む。）において領事官の医療免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、昭和三十年十一月三十一日まで、前項の例によることができる。

第三十七條 旧法又は旧医師法による医籍の登録は、これをこの法律による医籍の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧医師法によつてした医師免許の取消処分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第四十條 旧法若しくは旧医師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又は旧医師法による。

第四十一條 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二号）附則第二

項の規定に該当する者は、第二条の規定にかかわらず、医師免許を受けることができる。

第四十二條 国民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第三百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十一条の規定にかかわらず、医師国家試験を受けることができる。

第四十三條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第三条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。

第四十四條 国は、当分の間、都道府県に対し、第十六条の二第一項に規定する病院に附属する施設のうち臨床研修を行うために必要なものの整備で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二十一条第一号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の病院の開設者が行う場合にあつては当該開設者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備については、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金については、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）においては、前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則（昭和二十四年五月二四日法律第六六号） この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年三月三一日法律第三四号） この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十六年六月二日法律第一七四号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年六月二四日法律第二三六号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月二五日法律第二一三三号） 抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

2 この法律は、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附則（昭和二十九年四月二二日法律第七一号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十年五月二五日法律第四七号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 医薬関係審議会設置法（昭和二十九年法律第三十四号）は、廃止する。

附則（昭和四十四年五月二五日法律第四七号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年六月二五日法律第五一号） この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九号第一項の

表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十号及び第十一号の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九号第一項の表栄養審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六号の七第三号にただし書を加える改正規定並びに第二号から第九号までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附則（昭和四十六年二月三一日法律第一三〇号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（昭和五十五年五月二三日法律第五五号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年七月二三日法律第六九号） 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号） 抄 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（医師法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第九十六条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の医師法第七項後段の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る免許の取消し及び医業の停止の手続に関しては、第九十六条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十七條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六

十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

（国の事務）

第六十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（手数料に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六十五条 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（罰則に関する経過措置）

第六十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

第六十七条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（別々に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条、第一千三百二十四条、第一千三百二十五条、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十  
条まで及び第二十三条の規定 平成十六年四  
月一日

(臨床研修修了医師の登録に係る経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の  
際現に医師免許を受けている者及び当該規定の  
施行前に医師免許の申請を行った者であつて当  
該規定の施行後に医師免許を受けたものは、第  
二条の規定による改正後の医療法及び第四条の  
規定による改正後の医師法の適用については、  
同法第十六条の第四項の規定による登録を受け  
た者とみなす。

(指定病院に係る経過措置)

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の  
際現に第四条の規定による改正前の医師法第十  
六条の二第一項の規定による指定を受けている  
病院は、第四条の規定による改正後の医師法第  
十六条の二第一項の規定による指定を受けてい  
る病院とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規  
定については、当該各規定)の施行前にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに規定するも  
ののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措  
置は、政令で定める。

附則(平成一三年六月二九日法律第八  
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と  
して、この法律による改正後のそれぞれの法律  
における障害者に係る欠格事由の在り方につ  
いて、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を  
勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要  
な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律  
に規定する免許の取消事由により免許を取り消  
された者に係る当該取消事由がこの法律による  
改正後のそれぞれの法律により再免許を与える  
ことができる取消事由(以下この条において

「再免許が与えられる免許の取消事由」とい  
う。)に相当するものであるときは、その者を  
再免許が与えられる免許の取消事由により免許  
が取り消された者とみなして、この法律による  
改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定  
を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一四年二月八日法律第一  
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年六月二日法律第八  
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規  
定及び附則第三十二条の規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と  
して、この法律の施行の状況等を勘案し、この  
法律により改正された医療法等の規定に基づく  
規制の在り方について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて必要な措  
置を講ずるものとする。

(再免許の交付に関する経過措置)

第十四条 施行日前に第四条の規定による改正前  
の医師法第七条第二項の規定による取消処分を  
受けた者に係る第四条の規定による改正後の医  
師法第七条第三項の規定の適用については、な  
お従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる  
規定については、当該各規定)の施行前にした  
行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例  
によることとされる場合におけるこの法律の施  
行後にした行為及びこの附則の規定によりなお  
効力を有することとされる場合におけるこの法  
律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前  
条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い  
必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一九年六月二七日法律第九  
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則(平成二五年六月二四日法律第四  
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定  
にあつては、当該規定)の施行前にした行為に  
対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この  
法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す  
る経過措置を含む)は、政令で定める。

附則(平成二六年六月二三日法律第六  
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十  
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す  
る。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に  
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前  
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法  
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為  
に係るものについては、この附則に特別の定め  
がある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ  
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その  
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな  
いこととされる事項であつて、当該不服申立て  
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起  
すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが  
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ  
の他の行為を経た後でなければ提起できないと  
される場合にあつては、当該他の不服申立てを  
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す  
べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提  
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定  
(前条の規定によりなお従前の例によることと

される場合を含む。)により異議申立てが提起  
された処分その他の行為であつて、この法律の  
規定による改正後の法律の規定により審査請求  
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え  
を提起することができないこととされるものの  
取消しの訴えの提起については、なお従前の例  
による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その  
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の  
施行前に提起されたものについては、なお従前  
の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則  
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に  
よることとされる場合におけるこの法律の施行  
後にした行為に対する罰則の適用については、  
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定  
める。

附則(平成三〇年七月二五日法律第七  
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第四条の規定並びに次条から附  
則第四条まで並びに附則第九条及び第十五条  
の規定 公布の日

二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六  
条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規  
定 令和二年四月一日

(検討)

第二条 政府は、医療の分野における国民の需要  
が高度化し、かつ、多様化している状況におい  
ても、医師がその任務を十分に果たすことがで  
きるよう、学校教育法(昭和二十二年法律第二  
十六号)第一条に規定する大学(附則第八条第  
一項において単に「大学」という。)が行う臨  
床実習をはじめとする医学に係る教育の状況を  
勘案し、医師の資質の向上を図る観点から、医  
師法の規定について検討を加え、その結果に基  
づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措  
置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、臨床研修の評価に関する調査研究を  
行うものとし、当該調査研究の結果を勘案し、

臨床研修と医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修とが整合性のとれたものとする。こと等により、医師の資質の向上がより実効的に図られるよう、臨床研修の在り方について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該各規定。附則第四条において同じ。）による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（医師法の一部改正に伴う経過措置）  
第七條 第二号施行日前に第五條の規定による改正前の医師法（以下この条及び次条第二項において「第二号旧医師法」という。）第十六條の第二項の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧医師法の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、第二号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第五條の規定による改正後の医師法（以下この条及び次条において「第二号新医師法」という。）の適用については、第二号新医師法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第八條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に医学を履修する課程を置く大学に附属する病院であつて臨床研修を行っているものは、第二号新医師法第十六條の二第一項の規定による都道府県知事の指定を受けた病院とみなす。

2 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧医師法第十六條の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六條の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

（政令への委任）  
第十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和元年六月一日法律第三七号）抄

（施行期日）  
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第四十條、第五十九條、第六十一條、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定に限る。）、第八十五條、第九十二條、第九七條（民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六條の改正規定に限る。）、第九十一條、第九十四條、第九十九條、第一百零二條、第一百零四條（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五條第六号の改正規定に限る。）、及び第六十八條並びに次条並びに附則第三條及び第六條の規定 公布の日

二 第三條、第四條、第五條（国家戦略特別区域法第十九條の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一條（地方自治法第二百五十二條の二十八の改正規定を除く。）、第四十二條から第四十八條まで、第五十條、第五十四條、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條から第六十九條まで、第七十五條（児童福祉法第三十四條の二十の改正規定を除く。）、第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十條、第八十二條、第八十四條、第八十七條、第八十八條、第九十條（職業能力開発促進法第三十條の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百零二條、第一百零四條、第九十九條、第一百零六條、第一百零九條、第一百一十條、第一百三十三條、第一百三十五條、第一百三十八條、第一百三十九條、第一百六十一條から第一百六十三條まで、第一百六十六條、第一百六十九條、第一百七十條、第一百七十二條（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九條第一項第一号の改正規定に限る。）、並びに第七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）  
第二條 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において

同じ。）の施行の前日に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）  
第七條 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和元年二月一日法律第七号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九條中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定（「第六十八條第二項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。）、第二十一條中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四條の改正規定、第四十一條中保険業法附則第一條の二十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百五十五條の規定 公布の日